

奈良県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

平成三十一年四月九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清 孝

名 称	所 在 地
宗教法人大倭大本宮大倭病院	奈良市大倭町五番五号